

議員提出議案第2号

中間市議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例

上記の議案を、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成25年9月26日

提出者	中間市議会議員	掛田 るみ子
賛成者	〃	草場 満彦
〃	〃	中尾 淳子

[提案理由]

来年3月までの議員報酬を削減するため、議員報酬条例の特例を定めるものである。

中間市議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、議長、副議長、常任委員会の委員長及び副委員長並びに議員（以下「議員」という。）の議員報酬を減ずる措置を講ずるため、中間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年中間市条例第25号。以下「議員報酬条例」という。）の特例を定めるものとする。

(議員報酬の特例)

第2条 特例期間における議員報酬の月額、議員報酬条例第2条の規定にかかわらず、同条に定める額から、当該額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。

2 特例期間における議員の期末手当の額は、議員報酬条例第5条第2項中「報酬の月額」とあるのは、「中間市議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例（平成25年中間市条例第 号）第2条第1項の規定による議員報酬の月額」と読み替えて、算出した額とする。

(端数調整)

第3条 前条の規定により議員報酬の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。